答 申 第 2 7 2 号 平成 2 0 年 2 月 2 2 日

千葉県病院局長 近藤 俊之 様

千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について(答申)

平成19年7月31日付け病経管第296号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成18年11月28日付けで異議申立人から提起された、平成18年11月9日付け 病経管第469号の1で行った行政文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について 答 申

1 審査会の結論

千葉県病院局長(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成18年11月9日付け病経管第469号の1で行った行政文書開示決定(以下「本件決定」という。)に対し、隠蔽した行政文書の開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- ア 異議申立人は、平成18年10月10日に、「平成18年9月12日付けにて、 病院局から東金病院宛に発出した『平成18年度下期以降の事業実施の指示』なる 文書に係わる文書全て(起案、決裁等全てを含む)」の行政文書開示請求(以下「本 件請求」という。)を行った。
- イ 実施機関が開示した文書は、「千葉県立東金病院における平成18年度下期以降 の事業実施に係る指示事項について」(以下「指示文書」という。)のみの1件に過 ぎない。
- ウ 開示の際に実施機関の職員から、当該文書作成の経緯について説明を受けた。そ の説明の内容から、この事実は当然文書化して保存されねばならないものであると 同時に保存されていると確信した。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 開示請求及び開示決定等について

異議申立人は、平成18年10月10日付けで実施機関に対し、本件請求を行った。 これに対し、実施機関は、本件請求に係る対象文書として指示文書を施行した際の 決裁文書(以下「本件文書」という。)を特定し、本件決定を行った。

(2) 本件文書以外の行政文書の存否について

ア 本件請求に係る行政文書の特定

本件請求に係る行政文書は、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載から、指示文書を作成し、発出した経緯がわかる行政文書すべてであると解し、保有する行政文書を検索した。

その結果、本件請求に係る行政文書は、指示文書を施行した際の決裁文書である 本件文書のみであったので、本件請求の対象文書として本件文書を特定した。

イ 指示文書の作成経緯

指示文書は、経営改善が最も急務な千葉県東金病院(以下「東金病院」という。)

において、千葉県病院局経営管理課(以下「経営管理課」という。)と東金病院で確認した改善項目が確実に実行されるよう病院事業管理者である実施機関が指示した文書であり、東金病院に特別に発出した文書である。

指示事項を決定する過程については、東金病院からの口頭による経営改善の提案をもとに、経営管理課職員が現地調査及び東金病院職員との改善項目の検討を行い、備忘録的に作成した資料をもとに実施機関に口頭で報告を行った。実施機関はその報告をもとに東金病院職員に対するヒアリングを行い、最終的に指示事項を確定し、前述のとおり、その項目が確実に実行されるよう指示文書を作成したものである。

(3) 本件文書以外の行政文書について

異議申立人は、開示の際に実施機関の職員から、指示文書作成の経緯について説明を受けており、その説明の内容から、指示文書作成の経緯は当然文書化して保存されなければならないものであると同時に保存されていると確信したと主張する。

しかしながら、指示文書作成の経緯は上記(2)で説明したとおりであり、その作成 過程で本件文書以外の行政文書を作成していないし、取得もしていない。

したがって、本件請求に係る行政文書は本件文書以外には保有していない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件請求及び本件決定について 本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨(1)のとおりである。
- (2) 本件文書の特定等について

本件請求に対し、実施機関は、本件文書を特定し、その全部を開示する決定をした。これに対し、異議申立人は、本件請求に係る行政文書の開示の際に、実施機関の職員から指示文書の作成の経緯について説明を受けたが、説明の内容から本件文書以外の文書が存在するはずであると主張し、実施機関は、本件文書以外に本件請求に係る行政文書は保有していないとしていることから、以下、本件文書以外の本件請求に係る行政文書の存否について検討する。

(3) 本件文書以外の行政文書の存否について

ア 指示文書を作成した経緯等について、実施機関の口頭理由説明を聴取したところ、 指示文書は、経営改善が最も急務な東金病院において、経営管理課と東金病院で確 認した改善項目が確実に実行されるよう病院事業管理者である実施機関が指示し た文書であり、東金病院に対して特別に発出した文書であるとのことであった。

そして、異議申立人が主張する指示文書の指示事項を作成する経緯について、実施機関は、東金病院からの口頭による経営改善の提案をもとに、経営管理課職員と東金病院職員が協議し、改善項目の検討を行い、その結果を実施機関に口頭で報告した上で、さらに、実施機関が東金病院職員に対するヒアリングを行い、最終的に指示事項を確定し、指示文書を作成したものであると説明する。

イ 当審査会において、本件文書を確認したところ、当該事案に関して最低限必要と

思われる経過や根拠等の事実関係が記載されていないことが認められた。一般的に、 行政機関における意思決定等に際しては、事案の概要や要点等を的確にまとめた資料を作成し、これをもって報告等が行われるものと想定されることから、本件請求 に合致する可能性のある行政文書の有無について、再度実施機関の口頭理由説明を 聴取したものの、東金病院にも存在しないとのことであり、その存在を確認するに は至らなかった。

念のため、指示文書の作成の経緯等、本件請求に係る行政文書として特定すべき 文書について、審査会の調査権限に基づき書面で改めて確認を求めたが、不存在で ある旨の回答を得たところである。

ウ したがって、本件文書以外に本件請求に係る文書は保有していないとする実施機 関の説明は、これを覆すに足る事情も見いだし難く、これを是認せざるを得ない。

(4) 結論

以上のことから、本件文書の外に特定すべき文書を保有しているとは認められず、 実施機関が行った本件決定は、妥当であると判断する。

5 附言

千葉県病院局行政文書の管理に関する規程(平成16年病院局管理規程第11号)第3条の事務処理の原則に関する規定において、「本局及び出先機関の事務の処理は、行政文書によることを原則とする。行政文書は、丁寧に取り扱い、処理過程を明らかにし、事務が適正かつ迅速に行われるよう処理しなければならない。」と規定されていることを考えれば、その指示事項を作成するに至った過程を、口頭による報告のみで、文書による記録を残さないとする扱いは、県が負うべき説明責任の観点から著しく妥当性を欠くものである。

県として、その諸活動を県民に説明する責務を全うする上でも、今後、このような文書の作成・管理については、十分に配慮されるよう要請する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容		
19. 7.31	諮問書の受理		
19. 9.19	実施機関の理由説明書の受理		
19.11.27	審議 実施機関から口頭理由説明の聴取		
19.12.21	審議 実施機関からロ頭理由説明の聴取		
20. 1.22	審議		

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

	氏	名	職業等	備考	
大	田	洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長	
大	友	道明	弁護士		
瀧	上	信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者	
横	Щ	清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー		

(五十音順:平成20年1月22日現在)